大府共和西特定土地区画整理組合
第４期宅地（保留地）抽選分譲（平成 23 年 9 月 17 日開催）要綱

１. 申込受付

◆　受付期間　平成２３年９月１０日（土）～９月１６日（金）
◆　受付時間　午前１０時～午後４時
　　（期間中は、土・日も受付します。平日は、正午より１時間休務とします。）
◆　受付場所　大府共和西特定土地区画整理組合事務所
　　大府市共西町一丁目５番地の１（共和西小学校東隣）
　　電話（０５６２）４７－７７１３

＜提出書類・持参いただくもの＞

・　抽選参加申込書（組合にて申込時に交付）
・　印鑑（認印）、共有の場合は、共有者全員のものが必要
・　世帯全員が記載された住民票　１通　（法人の場合は、登記簿謄本）
　共有の場合は、共有者全員のものが必要
・　金融機関口座番号が確認できるもの（預金通帳等）
・　抽選保証金の銀行振込みお客様控え
・　抽選保証金１０万円を申込時までに、下記組合口座にお振込みください

あいち知多農業協同組合　共和支店　普通貯金　００１７２１６
大府共和西特定土地区画整理組合　理事長　深谷益通

※　振込にかかわる手数料は各自で負担願います。
※　抽選保証金は、当選された場合、契約保証金に充当します。当選されなかった場合、抽選日より２週間以内に振込にて全額無利息で返金いたします。（返金振込み口座番号は、抽選参加申込書に記入いただきます）但し、当選後に辞退された場合、返金いたしません。

＜申込み注意事項＞

・　抽選申込みは、１人若しくは、１世帯（１名義、１法人）１区画とします。
・　抽選申込みは、原則として申込者本人で行ってください。但し、やむを得ず代理人で申込みをされる場合は、委任状を組合に提出してください。なお、委任状（様式）は組合ホームページよりダウンロードできます。
・　未成年者、成年被後見人、被保佐人、若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない方は、申込みできません。
・　申込期間中の変更（キャンセル・申込区画変更）は、申込者本人に限り認めます。申込時にお渡しする「抽選参加申込書（写）」をご持参の上、組合にお出向きください。期間中にキャンセルされた場合は、既に収められた抽選保証金は全額無利息で抽選日より２週間以内に振込にて返金いたします。

２. 抽選

◆　抽選日時　平成２３年９月１７日（土）午前１０時より
◆　抽選会場　大府市役所（地下１階：多目的ホール）
　　大府市中央町五丁目７０番地
　　※　車でのご来場の方は
　　市役所駐車場をご利用ください。

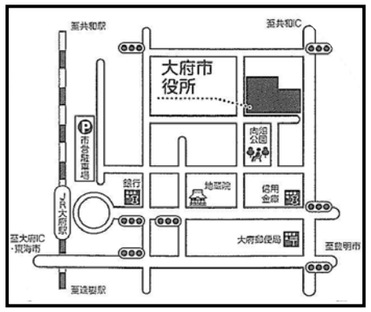

大府市 HP
http://www.city.obu.aichi.jp

◆　抽選方法
・　組合の指定する方法により、分譲区画番号順に抽選を行います。
・　当選者１人、次点者２人を決定します。

＜抽選の注意事項＞

・　代理人が抽選に参加される場合、委任状を持参してください。また、当日抽選に参加できない場合でも、組合が指名する立会人により抽選に参加することは可能です。
・　申込受付時にお渡しする「抽選参加申込書（写）」を必ずご持参ください。
・　抽選は分譲区画番号順に行いますが、午前１０時より抽選分譲に関する全体説明を行いますので、抽選順が後半であっても午前１０時迄にご来場ください。
・　各分譲区画当選者へは、抽選会終了後に契約等に関する説明を行いますので、最後まで会場内でお待ちください。（時間的に正午をまわる場合があります。）

３. 契約

・　当選された方には、抽選当日に「売却決定通知書」を交付し、契約日時の調整を行います。
・　契約は、抽選日から２週間以内に行います。その際は契約金額の１０％相当額で組合の指定する金額を契約保証金として契約当日までに納入していただきます。
・　残金は、契約後６０日以内に納入していただきます。

４. その他注意事項

・　売買契約は、㎡単価で行います。
・　保留地地積は、図上求積のため、出来形確認測量（確定測量）実施後に若干の地積変動があります。この変動分については、後日契約単価で精算（変更契約）します。
・　今回分譲対象の保留地内には、電柱が入る計画があります。供給時期等により電柱計画には流動的な要因があるため、全区画とも保留地売買契約時に「電柱建柱承諾書（組合様式）」を提出していただくことが販売条件となります。
・　本地区には、住環境保全のための「地区計画」があります。詳細は、組合ホームページ内（http://homepage3.nifty.com/kyowa-nishi/pdf/plan.pdf）でご確認ください。
・　歩行者専用道路は、車両の通行が出来ませんのでご注意願います。
・　事業地区内は現在工事中です。よって、工事による通行規制並びに工事車両の通行等があることに、ご理解ご協力ください。
・　物件は現状渡しとなります。物件の諸条件等はチラシ及び現場を十分ご確認ください。
・　組合から保留地購入者への移転登記完了までの間は、権利譲渡が出来ません。（相続等の場合は除く）よって、転売を目的とした業者の方は購入をお控えください。
・　今回、抽選分譲日に売却決定したものの、当選者・次点者ともに売買契約に至らなかった場合、当該物件の申込者を優先的な契約対象者とし、複数みえる場合は抽選とします。
　また、上記方法でも売却決定しなかった物件及び申込がなく抽選分譲日に売却決定しなかった物件は、随意契約にて販売を行います。なお、物件の売却決定状況等は、別途組合ホームページ上でお知らせいたします。